

総社市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第1号

総社市事務分掌規則の一部を改正する規則

総社市事務分掌規則（平成17年総社市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（事務分掌） 第13条 各課，係の分掌事務は，次のとおりとする。 総合政策部～市民生活部 略 保健福祉部 健康医療課 保険年金係 略 健康増進係 （1）～（6）略 （7）<u>総社市保健センター</u>に関すること。 （8）及び（9）略 福祉課 略 こども課 子育て支援係 略 母子保健係 （1）～（13）略</p>	<p>（事務分掌） 第13条 各課，係の分掌事務は，次のとおりとする。 総合政策部～市民生活部 略 保健福祉部 健康医療課 保険年金係 略 健康増進係 （1）～（6）略 （7）<u>保健施設</u>に関すること。 （8）及び（9）略 福祉課 略 こども課 子育て支援係 略 母子保健係 （1）～（13）略</p>

改正後	改正前
<p><u>(14) 総社市山手保健センターに関すること。</u> 長寿介護課 略 産業部 略 建設部 地域応援課～都市計画課 略 建築住宅課 建築指導係 (1)～(8) 略</p> <p><u>(9)</u> 略 <u>(10)</u> 略 <u>(11)</u> 略 <u>(12)</u> 略 <u>(13)</u> 略 <u>(14)</u> 略 営繕住宅係 略 環境水道部 略</p>	<p>長寿介護課 略 産業部 略 建設部 地域応援課～都市計画課 略 建築住宅課 建築指導係 (1)～(8) 略 <u>(9) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく届出の受付, 審査及び指導に関すること。</u> <u>(10)</u> 略 <u>(11)</u> 略 <u>(12)</u> 略 <u>(13)</u> 略 <u>(14)</u> 略 <u>(15)</u> 略 営繕住宅係 略 環境水道部 略</p>

附 則
この規則は、平成29年4月1日から施行する。